

2026 年 8 月

真鶴町教育委員会定例会

会議録

期 間： 2026 年 8 月 18 日（火） 午後 3 時 45 分より

場 所： 真鶴町民センター 第 2 会議室

出 席 者： 岩瀬 教育長、牧岡 委員（教育長職務代理者）、
西郷 委員、岡田 委員、高橋 委員、
清水 教育課長、矢部 参事(特命担当)兼教育委員会参事(特命担当)、
塩田 学校建設専任課長兼指導主事、
飯島 学校教育専任課長兼指導主事、
青木 課長補佐兼教育総務係長、大竹 社会教育係長、
板川 主事（書記）、
大作 ^{だいさく} 学び共創室長兼図書館スーパーバイザー、
井上 教育デザイン官、依田 教育デザイン官

欠 席 者： なし

傍 聴 者： なし

議事

1 教育長のあいさつ

2 協議事項

- （１）真鶴町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部改正について
- （２）真鶴町立幼稚園預かり保育料徴収条例施行規則の一部改正について
- （３）令和 9 年度教科図書採択について
- （４）2026 年度真鶴町体育競技優秀選手等表彰候補者について
- （５）町議会 9 月定例会提出の補正予算について
- （６）真鶴町教育委員会関係人事について
- （７）教育長の営利企業等の従事に係る許可について

3 報告事項

- 学校建設について
- ひなづる幼稚園の入園児について
- 令和 8 年度 8 月行事報告・9 月行事予定
- 学校教育関係
- 社会教育・生涯学習関係

岩瀬教育長： それでは定刻となりました。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める定足数に達しておりますので、これより令和8年度真鶴町教育委員会8月定例会を開会します。

皆さん、こんにちは。

全委員： こんにちは。

岩瀬教育長： 昨日、幼小中で教育ビジョンを共有するというので、先生たちと出会う機会を、2時間のワークショップを行いました。学び共創室のメンバー皆で企画して進行してくれて、教育委員の皆さんも三人参加してくださっていて、何か本当に良い時間だったなと。もちろんもっとやれたなと思うこともたくさんありますが、先生たちが結構、教育ビジョンを自分に引き付けながらコクンと引き受けてくれて、「こんなことをやってみたいな。」「こういうことで大事にしたいよね。」ということが語られていて、真鶴町教育改革のこれからの道筋が開けてきたなという機会になりました。教育ビジョンを道しるべにしながら、2学期は試してみること。たくさんやってみること。やってみて振り返ることをメインで進めていけたらいいなと思っていますし、学び共創室のメンバーも、いろいろな仕事も抱えていて忙しいのですが、どんどん学校に入って試してみること、応援することを大切にしていけたらいいなと思っています。今日は傍聴者がいないので、このまま始めていきたいと思います。

それでは、協議事項に行きます。(1) 真鶴町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

清水課長： はい。それでは真鶴町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部改正についてをご説明いたします。資料1をお願いいたします。資料1は新旧対照表になっておりまして、右側が改正前、左側が改正後となっております。今回の改正につきましては、最近の経済情勢の変化に鑑みまして、子ども・子育て支援法第30条第11項第1号の「施設等利用費の支給」が、そちらで引き上げになりました。それに伴いまして、子ども・子育て支援法施行令と、子ども・子育て支援法施行規則が令和8年10月1日で改正されることとなります。それに伴いまして、今回は施設利用

料の金額、1日の金額が変わりまして、そちらの改正をするものです。新旧対照表をお願いします。右側の改正前の第4条です。保育料は1日「450円」とするというものを、1日「490円」と改めるものです。この条例の施行日としましては、令和8年10月1日から施行するとなっております。経過措置としまして、改正後の規定については令和8年10月以後の月分の預かり保育料について適用し、それ以前、同年9月以前の月分の預かり保育料については今までどおりとなるものです。説明は以上です。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。何かご質問ご意見があればお願いします。はい。牧岡さん、お願いします。

牧岡委員： はい。第4条の1日490円、1日450円と。1日ということは時間でいうと、どのぐらいですか。

清水課長： はい。今、幼稚園で預かり保育をしている中で、幼稚園が大体午後2時ぐらいに終わります。それから午後6時までやっています。そうすると4時間ぐらいです。ただ、午前保育の場合もございます。その時は午前保育が終わってからになるので少し時間が長くなります。ただ、そこについても金額は変わりません。1日という形なので変わってないです。なので、4時間から最長6時間ぐらいで考えていただければと思います。

牧岡委員： はい。例えば、「2時間で。もうその時間で十分いい。」という時も同じ金額ですか。

清水課長： はい。そちらについてはお見込みのとおりです。2時間でも1日という扱いになっていますので、2時間であろうと6時間であろうと同じ金額となっております。

岩瀬教育長： よろしいですか。

牧岡委員： はい。

岩瀬教育長： 他に質問や意見があったらお願いします。よろしいでしょう

か。無ければ質疑を終了します。それでは、議題（１）について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

岩瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成とみなします。本案は原案のとおり決定しました。

では続きまして、（２）真鶴町立幼稚園預かり保育料徴収条例施行規則の一部改正につきまして、事務局から説明をお願いします。

青木課長補佐：
兼係長

はい。資料２をご覧ください。ただいま議題（１）でご承認いただきました条例の一部改正について、それに関連する改正になります。こちらは真鶴町立幼稚園預かり保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則となります。改正内容としましては、第２号様式の『預かり保育決定(却下)通知書』という書類、申請いただいた保護者宛てに町が出す書類があるのですが、こちらの中に記載されている預かり保育料の日額を「450 円」から「490 円」に、様式そのものを改正するものになります。この規則につきましても、先ほどの条例と同じように令和８年 10 月 1 日からの施行。そして、経過措置としても同様に、この改正後の第２号様式につきましては令和８年 10 月以後の場合に適用し、預かり保育の期間が９月以前については従前通りの金額様式となっております。説明は以上です。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ご質問ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。無ければ質疑は終了いたします。それでは、議題（２）について賛成の方挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

岩瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成といたします。本案は原案のとおり決定しました。

それでは続いて（３）令和９年度教科図書採択について、事務局から説明をお願いします。

青木課長補佐：
兼係長

はい。資料3をお願いします。こちらにつきましては、令和9年度使用小学校特別支援学級用一般図書一覧表。そして、二枚目に令和9年度使用小学校教科用図書一覧表。三枚目が中学校教科用図書一覧表となっております。小学校に関しましては令和5年、2023年。中学校に関しては令和6年、2024年度に採択替えをし、継続して使うため同じ教科書で来年度も入っております。一枚目の小学校特別支援学級用一般図書。こちらにつきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条で、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする」となっております。また、学校教育法の中で小学校特別支援学級用一般図書におきましては、それぞれ小中学校から在籍する生徒一人一人の障害や発達状況に応じて、各学校において選定した図書を教育委員会でそれぞれに採択するものとなっております。こちらの一枚目は小学校から挙がってきました。中学校につきましては「特にございません。」ということで入っておりません。今回、政令で定める期間内ではありますが、毎年度採択する条例になっているため、小中学校の令和9年度使用教科用図書及び小学校特別支援学級用一般図書について、ご審議をよろしくをお願いします。説明は以上です。

岩瀬教育長：

はい。ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。何かご質問ご意見がある方はお願いいたします。

西郷委員：

はい。

岩瀬教育長：

はい。西郷さん。お願いします。

西郷委員：

特別支援学級用の教科書。これは何用の教科書と言いましたか。それで、保護者の中には「やっぱり同学年と同じ教科書も欲しい。」「使いたい。」という、そういう思いのある方もいて、そういう時は重複できないでしょう。両方渡すことはできないですか。すみません。昔のことだから忘れてしまった。確か。だから例えば、こうやって「採択しました。」と。要は、簡単な内容ではないですか。でも、保護者から見ると、やはり何か切ない。「やっぱり皆と同じ教科書も欲しいな。」という方がたま

にいらっしゃって、その時はどうするのだろうと。あまりそういう事例はないと思うのですけど。すみません。余計な質問を。

飯島指導主事： はい。

岩瀬教育長： はい。お願いします。

飯島指導主事： 今、現状そのような状況になった時の対応についての確認は取れてないので、明確な回答はできませんが、確かにそういう状況が今後生まれてくることは考えられるということ、今聞いて思ったところです。改めて確認させていただいた上で、丁寧な対応を考えていきたいと思います。

西郷委員： 余計な質問になってなかったかな。ありがとうございます。

岩瀬教育長： ありがとうございます。他にご質問ご意見があればお願いします。よろしいでしょうか。では、質疑は終了します。それでは、議題（３）について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

岩瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成とみなします。本案は原案のとおり決定いたします。

それでは続きまして（４）2026年度真鶴町体育競技優秀選手等表彰候補者について、事務局から説明をお願いします。

大竹係長： はい。それでは2026年度真鶴町体育競技優秀選手等表彰候補者について説明させていただきます。今回、対象者が二名おられます。まず資料4-1をご覧ください。候補者の氏名につきましては、島川夕莉彩さんです。島川さんにつきましては、4月定例会においても優秀選手としてお諮りをさせていただきました。その時は、昨年度の関東高等学校選抜新人陸上競技大会選手権大会で女子ハンマー投げの部で優勝されたということで、教育長表彰の対象としてお諮りをさせていただきました。その後、今年度に入りまして、南関東大会（関東高等学校陸上競技大会）陸上大会において、女子ハンマー投げの部でも優勝されました。その結果をもって南関東地区の代表として今夏、滋賀

県彦根市で行われました全国高等学校総合体育大会、インターハイに出場され、女子ハンマー投げの部で3位の成績を収められたというところで、別添に添付しました真鶴町スポーツ優秀選手等表彰要綱第3条第1号「国際的又は全国的な規模で開催される大会に参加し、8位以上の成績をおさめたもの」に該当し、町長表彰候補者としてお諮りさせていただくものでございます。参考資料といたしまして、大会の結果資料と表彰状、新聞記事を添付してございます。

お二人目につきましては資料4-2をご覧ください。お名前につきましては、朝倉麗^{うるは}さんです。朝倉麗さんにつきましては、2025年度第34回神奈川県高等学校女子サッカー選手権大会(兼)全日本高等学校女子サッカー選手権大会神奈川県大会予選大会におきまして優勝され、全国大会に出場をされております。当時は、星槎国際高高等学校湘南の3年生でディフェンダーとして決勝にも臨まれており、一員として全国大会で出場に貢献されております。全国大会では惜しくも敗れてしまいましたが、こちら真鶴町スポーツ優秀選手等表彰要綱第4条第3号「全国又は県規模で開催される大会に参加し、3位以上の成績をおさめたもので、団体の一員として試合に出場し、又は控えの選手として待機し、団体の成績に貢献したもの」に該当するところから教育長表彰の対象になるということで、今回のお諮りさせていただくものです。説明については以上でございます。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。何かご質問ご意見がある方はお願いいたします。よろしいでしょうか。無ければ質疑を終了します。それでは、議題(4)について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

岩瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成とみなします。本案は原案のとおり決定いたしました。

それでは続きまして(5)町議会9月定例会提出の補正予算について、事務局から説明をお願いします。

清水課長： はい。町議会9月定例会提出の補正予算についてでございます。資料5をお願いします。資料の一番下に「議案作成に関する

る真鶴町教育委員会の意見について（依頼）」がございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されており、その規定に基づき依頼があったものです。この議題の承認をいただきましたら、その旨を町長宛てに通知いたします。

それでは、歳入です。資料 5 の 1 ページ目と 2 ページ目をご覧ください。1 ページ目、15 款 県支出金、2 項 県補助金、7 目 教育費県補助金 19,000 円の減額です。内容につきましては、県からの内示額確定による減額補正となっております。17 款 寄附金、1 項 寄附金、7 目 教育費寄附金 91,335,000 円の増額です。内容につきましては、2026 年 6 月に篤志家より中川一政美術館への寄附がされたことに伴う増額補正となっております。18 款 繰入金、2 項 基金繰入金、16 目 美術館運営基金繰入金 8,799,000 円の増額です。内容につきましては、10 月 1 日の開館に向けて美術館の施設管理に基金を繰り入れるものでございます。歳入の補正額合計 100,115,000 円の増額で、歳入総額は 149,712,000 円となるものです。

続きまして、歳出です。3 ページから 6 ページをお願いいたします。3 ページ目、1 項 教育総務費、1 目 事務局費 510,000 円の増額です。内容につきましては、新たな教育環境・学習基盤となる「ラーニングセンター」の組織づくり等の補助金獲得のため地域活性化企業人を 10 月 1 日から雇うための負担金を計上するもの。1 項 教育総務費、3 目 教育振興費は 5,000 円の増額です。主な内容につきましては、教育振興事業の小中学校入学支度金の事業費確定に伴い 111,000 円の減額がありましたが、学校建設推進事業の開校推進委員会及び専門部会の委員の確定に伴い費用弁償 116,000 円増額させたことに伴い微増となっております。2 項 小学校費、1 目 学校管理費は 440,000 円の増額です。主な内容につきましては、まなづる小学校のプールの漏水による地盤の調査費を計上するものとなっております。3 項 中学校費、1 目 学校管理費 81,000 円の増額です。主な内容につきましては、新規採用の支援員の費用弁償と非常勤講師の通勤方法の変更に伴う費用弁償の増額となっております。4 項 幼稚園費、1 目 幼稚園費 109,000 円の増額です。

内容につきましては、育休代替職員の時間外を新規で計上したものです。5項 社会教育費、3目 文化財保護費は7,000円の増額です。内容につきましては、旧民俗資料館の文化財の追加登録の調査のための文化庁調査官の旅費の増額。5項 社会教育費、4目 町民センター費は218,000円の増額です。主な内容につきましては、国土交通省告示及び神奈川県建築基準法施行細則の改正により、建築設備に関する報告対象が追加されたことに伴う調査費の増額。5項 社会教育費、5目 美術館費は92,570,000円の増額。主な内容につきましては、美術館運営事業で10月1日から開館するための会計年度任用職員の報酬及び費用弁償1,235,000円の増額。それと、先ほども説明しましたが、2026年6月に篤志家より美術館への寄附がされたことに伴い積み立てるもので91,335,000円の増額となっております。歳出の補正額合計は93,940,000円の増額で、歳出総額は、818,006,500円となるものです。説明は以上です。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。何かご質問ご意見がある方はお願いします。はい。牧岡委員お願いします。

牧岡委員： 3ページの5項 社会教育費の3目 文化財保護費で、文化財登録の調査のための費用というふうにおっしゃっていただきましたけど、文化財の登録というのは、どういうものの登録なのか。その辺のことを詳しく教えてほしいです。

清水課長： はい。今、旧土屋邸につきましては国の文化財に7月19日に答申されて、民俗資料館の建屋については、ここで文化財に指定されます。今回、追加するものについて見ていただいたのは外蔵。外蔵の部分と周りの壁。壁について見ていただいて、そこも文化財に登録できないかというお話で投げかけをしまして、文化庁の方に来ていただくところでお願いしたものでございます。

牧岡委員： 旧土屋邸の建物と外の蔵というのですか。それから周りの塀。それが文化財ということですが、文化財の質問。いろいろ国や県や町など、いろいろな指定があると思うのですが、どういう種類の文化財の申請なのですか。

岩瀬教育長： 教育課長、お願いします。

清水課長： はい。今回、文化庁の方に依頼してございます。全体の方は国の文化財に今、土屋邸の建物と内蔵はなる方向なので、それに併せて国にできないかということで、調査官をお願いしたものでございます。

岩瀬教育長： よろしいですか。

牧岡委員： はい。ありがとうございます。

岩瀬教育長： 他にご意見ご質問がある方はお願いします。よろしいでしょうか。では、無ければ質疑を終了します。それでは議題の、はい。どうぞ。

清水課長： すみません。一点。先ほどご説明する際に、歳出総額で「818,065,000 円」と言うところを、「818,006,500 円」と言ってしまったかと思いますので、そこは訂正させていただきます。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは議題（５）について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

岩瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成とみなします。本案は原案のとおり決定いたしました。

それでは続きまして（６）真鶴町教育委員会関係人事についてです。これは人事案件になりますので非公開で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員： （全員賛成）

岩瀬教育長： それでは非公開で行います。では、お願いします。

【非公開】

岩瀬教育長： では非公開を解きたいと思います。
 それでは、協議事項（７）教育長の営利企業等の従事に係る許可について、ここの進行は牧岡委員、よろしくお願いします。

牧岡職務代理者： では、私の方で進めさせていただきます。協議事項（７）教育長の営利企業等の従事に係る許可について、事務局から説明をお願いします。

青木課長補佐： はい。資料７をご覧ください。こちらは真鶴町教育委員会教育長の営利企業等の従事制限に関する規則に基づくものとなります。今回の案件は、東京都東久留米市にある学校法人自由学園初等部の教員研修講師となっております。従事期間は令和８年９月から令和９年３月までの間で二回従事することとなり、従事することを必要とする理由は記載のとおりとなります。説明は以上です。

牧岡職務代理者： 説明内容について、ご質問等がありましたらお願いします。では、許可について同意ということで賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： （全員挙手）

牧岡職務代行者： はい。全員賛成です。許可について同意がされました。では、教育長に戻します。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは協議事項は、これで終了しました。
 では報告事項に移ります。学校建設について、矢部さんお願いします。

矢部参事： ８月５日、６日で、中学校から小学校への引越し作業は無事完了いたしました。それと、広報９月号で学校建設の部分について費用面も含めて、お知らせする予定でございます。まだ原稿等の校正が終わってないので皆様にお示ししていませんが、それでご確認いただけます。あと、９月の議会において、議員からの一般質問で費用の話も出ていますので、私の方から回答をする予定でございます。それから、社会教育の方にも絡んで

きますが、グラウンドの夜間照明につきましては、9月3日に関係団体から「意見交換の時間がほしい。したい。」ということで開催予定でございます。以上でございます。

岩瀬教育長： ありがとうございます。何か質問はございますか。よろしいですか。
 それでは、ひなづる幼稚園の入園児についてお願いします。

板川主事： はい。資料8をご覧ください。入園児について、7月23日付で一名の入園申請があり、8月5日に入園の専決処分をいたしましたのでご報告します。今回、入園するのは男児一名。町内のお子様になり、8月31日より通園いたします。入園後、令和8年8月31日時点の園児数は資料に記載のとおり、年少7名、年中・年長4名ずつ、計15名になります。報告は以上です。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。
 それでは令和8年度8月と9月の教育委員会事業計画と事業報告について、数が多いので主要なところだけお願いします。

青木課長補佐： はい。では、学校教育からお願いします。8月の事業報告です。昨日、教育ビジョンのお披露目会を開催し、幼小中の先生方を対象に実施しました。本日、教育委員会定例会。本日と明日、学校建設の関係で専門部会が始まって、毎月これから1回ずつ行います。27日、中学校の準備登校日。31日から幼小中2学期が始まります。
 裏面をお願いします。9月です。学校建設関係では、4日に開校推進委員会。一番大きい会議が開催されます。14日、15日に専門部会をそれぞれ開催します。9日、10日で、小学校5年生が6月に南足柄の方に行く予定でしたが、天気の都合で延期になってしまったため、改めてここで宿泊体験学習に行ってもらいます。28日、教育委員会定例会とありますが、申し訳ございません。こちらは後で調整をさせていただければと思います。以上です。

岩瀬教育長： はい。ありがとうございます。次、社会教育をお願いします。

大竹係長：

はい。社会教育・生涯学習です。表面をお願いいたします。1日には小中学生グローバル人材育成事業で、小学5年生を対象とした事前研修を行いました。この事業につきましては20日に本研修として、東京グローバルゲートウェイに小学5年生10名を派遣する予定でございます。2日には神奈川土建の皆様の協力を得て、親木工教室を開催しました。6日、7日には海と山の子どもたちの交流会としまして、長野県安曇野市と東京都西多摩郡檜原村の子どもたちをお迎えし、海水浴などをおして真鶴町の子どもたちと交流会を行いました。13日には子ども陶芸教室の色付けを行っております。一昨日、16日には電波適正利用推進員協議会の皆様の協力を得て、ラジオ工作教室を開催しております。本日、町民センター3階講堂で芝浦工業大学の大学生の協力を得て、縁日を行っております。先ほどまで大変賑わっておりましたが、もう終了しておるかと思えます。21日には夜のプランクトン観察会を開催します。25日には神奈川芸術文化財団の協力を得まして、キッズ太鼓塾を開催します。同日には文化財審議委員会。そして、生涯学習実践員定例会を開催し、後期成人学級の内容を検討します。27日には半島駅伝実行委員会を開催。28日には町民運動会の抽選会を行う予定でございます。

裏面をお願いいたします。9月になります。3日には、先ほど矢部からお話がありました中学校グラウンドの利用につきまして、学校施設開放事業利用団体説明会を行う予定でございます。13日には、おもしろ体験隊として磯の生物観察会を行います。今年度は開成町、箱根町、清川村の児童を迎え入れて交流をする予定でございます。14日には、小中学生グローバル人材育成事業の中学2年生を対象とした事前説明会を行います。19日にはグリーンエイドユースコンサートを主な内容とします。グリーンエイド実行委員会が海岸清掃を行う予定でございます。25日には絵画コンクール審査会。26日には、おもしろ体験隊として、5月に田植えを行いました。開成町へ出向いて稲刈りを行う予定でございます。以上でございます。

岩瀬教育長：

はい。ありがとうございます。全体として何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、これで全ての案件が終わりましたので、これをもちまして8月の教育委員会定例会を終わりにします。ありがとうございました。

全委員： ありがとうございました。